

お知らせ

貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しについて

駐車スペースの少ない、駅前・商店街周辺地域等においては、荷下ろし等のためのトラックの駐車場所の確保が課題となっています。

そのため、貨物集配中の車両に係る駐車需要が認められる場所において、パーキングメーター等の運用を見直し、駐車可の交通規制としました。

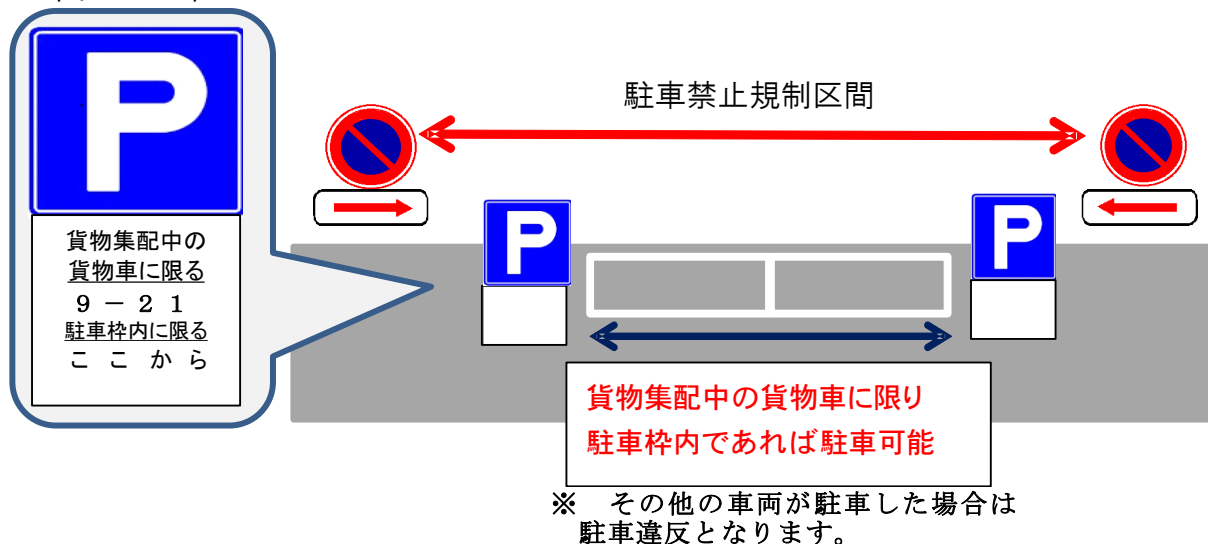
1 駐車スペースの確保場所

	場所	路線	規制内容	枠数	規制時間
1	津市羽所町375番地	県道	駐車可	2	9時～21時
2	津市大門4番3号	市道		3	
3	津市丸之内28番38号	市道		2	
4	津市中央17番5号	市道		2	
5	伊勢市本町11番3号	県道		1	
6	伊勢市本町7番3号	県道		1	

2 内容

「パーキング・メーター」及び「パーキング・チケット」の運用を見直し（撤去）、貨物集配中の貨物車に限り、駐車を可能とします。

〈イメージ〉



3 実施時期

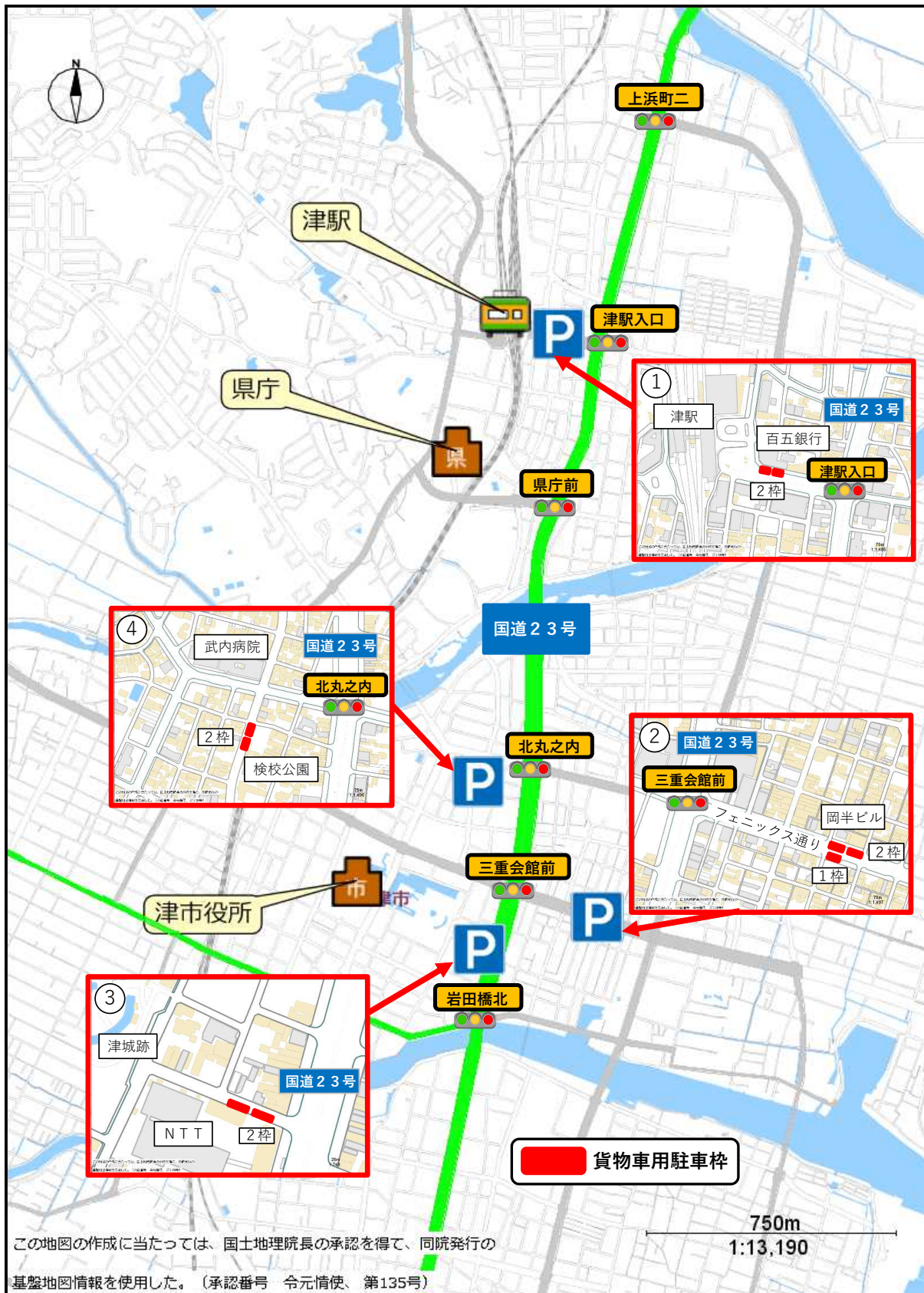
- 津市内は令和2年2月21日から実施
- 伊勢市内は令和2年3月31日から実施

【連絡先】三重県警察本部

交通部 交通規制課

☎(代)059-222-0110

駐車スペースの確保場所 津市内



駐車スペースの確保場所 伊勢市内

